

社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度取扱要綱

(目的)

第1条 介護保険サービスの提供を行なう社会福祉法人等（以下「社会福祉法人」という。）が、低所得で特に生計が困難な者及び生活保護受給者若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条に規定する支援給付を受給する者（以下「生活保護受給者等」という。）に対して、利用者負担の軽減を行なった場合、その法人負担額の一部を本市が助成することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。

また、本市が直接経営する介護保険事業所（以下「直営事業所」という。）が利用者負担の軽減を行なう場合の取扱いを定める。

(助成金交付の対象法人)

第2条 助成金交付の対象となる社会福祉法人（以下「助成対象法人」という。）は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条に規定する本市の被保険者及び65歳未満の生活保護受給者等で要介護認定を受けている者に対して第4条第1項に規定する対象サービスを提供するものであって、かつ次項の規定による申出を行なっているものとする。

2 名古屋市内の事業所及び施設で利用者負担の軽減を行なおうとする社会福祉法人は、「社会福祉法人による利用者負担軽減申出書（第1号様式）」により、名古屋市長及び都道府県知事に申し出るものとする。

3 前項の規定による申出を行なっている社会福祉法人が、利用者負担の軽減を廃止する場合には、「社会福祉法人による利用者負担軽減廃止届出書（第2号様式）」により、名古屋市長及び都道府県知事に届け出るものとする。

(対象者)

第3条 助成対象法人が行なう利用者負担の軽減の対象者（以下「対象者」という。）は、助成対象法人が提供する第4条第1項に規定する対象サービスを利用している、本市の介護保険の被保険者のうち次の各号すべての要件に該当する者及び生活保護受給者等とする。

(1) その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員について、第6条に規定する申請があった日の属する年度（申請があった日の属する月が4月から6月においては前年度）における地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しないものを除く。）であること。

(2) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。

(3) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。

(4) 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。

(5) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。

(6) 介護保険料を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者（ただし、ユニット型個室に入所している者を除く。）は対象者としなない。

（対象となる費用）

第4条 軽減の対象となる費用は、次の各号に掲げるサービス（以下「対象サービス」という。）に係る利用者負担額並びに食費、居住費（滞在費）及び宿泊費に係る利用者負担額とする。ただし、旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者のうちユニット型個室に入所している者については居住費に係る利用者負担額、生活保護受給者等については個室の居住費（滞在費）に係る利用者負担額とする。

(1) 法第8条第2項に規定する訪問介護

(2) 法第8条第7項に規定する通所介護

(3) 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護

(4) 法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(5) 法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護

(6) 法第8条第17項に規定する認知症対応型通所介護

(7) 法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護

(8) 法第8条第21項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(9) 法第8条第22項に規定する複合型サービス

(10) 法第8条第26項に規定する介護福祉施設サービス

(11) 法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護

(12) 法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護

(13) 法第8条の2第9項に規定する介護予防短期入所生活介護

(14) 法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型通所介護

(15) 法第8条の2第16項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護

2 助成対象法人は、対象者に提供する対象サービス全てについて利用者負担の軽減を行なうものとする。

（軽減額）

第5条 利用者負担の軽減は、前条第1項に掲げる対象サービスに係る経費の4分の1に相当する額とする。ただし、老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権を有する者については2分の1に相当する額、生活保護受給者等については利用者負担の全額とする。

（軽減の申請）

第6条 利用者負担の軽減を受けようとする者は、「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書（第3号様式）」を市長に提出するものとする。

(軽減の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、申請者が対象者に該当するか否かを確認し、その結果を「社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書（第4号様式）」により申請者に通知すると共に、対象者に対して「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（第5号様式。ただし、旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者のうちユニット型個室に入所している者については第5号様式の2、生活保護受給者等については第5号様式の3。以下「確認証」という。）」を交付するものとする。

(確認証の提示)

第8条 対象者は、対象サービスを受けるときは、当該サービスを提供する助成対象法人に対し確認証を提示するものとする。

2 前項の規定により確認証の提示を受けた助成対象法人は、確認証の内容に基づき、所要の軽減を行なった後の利用者負担の額を対象者から受領するものとする。

(確認証の有効期間)

第9条 確認証の有効期間は、申請のあった日の属する月の初日（当該月の中途に本市の被保険者資格を取得したものにあっては当該被保険者資格を取得した日、また生活保護受給者等でない対象者が生活保護受給者等となったもの若しくは生活保護受給者等が生活保護受給者等でない対象者となったものにあってはその異動日）から翌年（当該申請のあった日の属する月が1月から6月までの場合にあってはその年）の6月30日までとする。

2 前項に規定する確認証の有効期間において、対象者が、第3条に規定する要件を欠くこととなったとき、又は本市の被保険者資格を喪失したときは、前項の規定にかかわらず、当該要件を欠くこととなった日又は当該被保険者資格を喪失した日をもって確認証が失効したものとする。

(確認証の返還)

第10条 対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、市長に確認証を返還しなければならない。

- (1) 本市の被保険者資格を喪失したとき。
- (2) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (3) 確認証の有効期限に至ったとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 利用者負担の軽減を受ける権利は、これを譲渡し又は担保に供してはならない。

(不正利得の返還)

第12条 偽りその他不正の行為によってこの要綱に基づく対象サービスに係る利用者負担の軽減を受けた者がいるときは、市長は、当該軽減を行なった法人と協議の上、軽減額の全部又は一部を当該軽減を受けた者から当該軽減を行なった法人に返還するよう求めるものとする。

(直営事業所の軽減取扱)

第13条 直営事業所が行なう軽減の対象者は、愛知県内の市町村から当該市町村の発行する社会福祉法人等利用者負担軽減確認証(以下「市町村発行確認証」という。)の交付を受けている者とし、当該市町村発行確認証の内容等に基づき利用者負担の軽減を行なうものとする。

(軽減の適用順位)

第14条 高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費との適用関係については、本要綱に基づく軽減制度の適用を先順位とする。

2 特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費との適用関係については、本要綱に基づく軽減制度の適用を後順位とする。

3 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置との適用関係については、本要綱に基づく軽減制度の適用を後順位とする。

(利用者負担第2段階の者の特例)

第15条 第4条第1項の規定にかかわらず、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスを利用する利用者負担第2段階の者の施設サービスに係る利用者負担については、高額介護サービス費の適用により、本事業に基づく軽減を上回る軽減がなされることから事業主体の負担に鑑み、当該部分については本事業の軽減対象としない。

(介護報酬改定に伴う特例措置)

第16条 平成21年4月の介護報酬改定(以下「報酬改定」という。)は、介護従事者の処遇を改善することを目的としているが、この報酬改定に伴い、利用料も上昇することとなる。このため、本事業に基づく対象者について経過措置として、軽減の程度を拡大することにより、利用者負担の急激な増加を抑えることとする。

2 第5条の規定にかかわらず、減額割合は、対象サービスに係る利用者負担額の28%(高齢福祉年金受給者(その全額につき支給が停止されているものを除く。)は53%)とする。

3 本経過措置の実施期間は、平成21年4月1日から平成23年3月31日までとする。

4 第2条から第15条までの規定は、本条の利用者負担の軽減に準用する。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、対象法人に対する助成金交付に関する事項その他必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成13年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際この要綱による改正前の社会福祉法人による利用者負担減免取扱要綱第 2 条の規定に基づいて提出されている申出又は届出は、この要綱による改正後の社会福祉法人等による利用者負担軽減制度取扱要綱第 2 条の規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 18 年 8 月 1 日から施行し、平成 18 年 7 月 1 日から適用する。
- 2 平成 18 年 7 月 1 日から平成 20 年 6 月 30 日までの間において、平成 17 年度税制改正（高齢者の非課税限度額の廃止）の影響を受け、利用者負担段階が第 3 段階から第 4 段階に上昇する者に対するこの要綱の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第 3 条第 1 項 第 1 号	その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員について、第 6 条に規定する申請があった日の属する年度（申請があった日の属する月が 4 月から 6 月においては前年度）における地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しないものを除く。）	介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 154 号）附則第 23 条第 3 項に規定する特定被保険者（同条第 1 項及び第 2 項に該当する者を除く。）
第 3 条第 1 項 第 2 号	150 万円	190 万円
第 4 条第 1 項	食費、居住費（滞在費）及び宿泊費に係る利用者負担額	食費、居住費（滞在費）及び宿泊費に係る利用者負担額（当該額が補足

		給付の対象費用であって、補足給付における基準費用額を上回る場合は、基準費用額)
第5条	前条第1項に掲げる対象サービスに係る経費の4分の1に相当する額とする。ただし、老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権を有する者については2分の1に相当する額	前条第1項に掲げる対象サービスに係る経費の8分の1に相当する額

附 則

- 1 この要綱は、平成20年5月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて使用されている「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書（第3号様式）」については、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年9月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の社会福祉法人等による介護サービスに係る利用者負担軽減制度取扱要綱の規定に基づいて交付されている社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（以下「確認証」という。）は、この要綱による改正後の社会福祉法人等による介護サービスに係る利用者負担軽減制度取扱要綱（以下「改正後要綱」という。）の規定に基づいて交付されたものとみなす。この場合においては、確認証中減額内容の項に記載された減額割合については、改正後要綱第16条による減額割合に読み替えて適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。ただし、第3条、第4条、第7条及び第5号様式の2の改正規定は、決裁の日から施行し、平成22年6月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。
- 2 生活保護受給者等が平成23年6月30日までに第6条に規定する申請を行った場合には、第9条第1項の規定の適用については、同項中「申請のあった日の属する月の初日（当該月の中途に本市の被保険者資格を取得したものにあっては当該被保険者資格を取得した日、また生活保護受給者等でない対象者が生活保護受給者等となったもの若しくは生活保護受給者等が生活保護受給者等でない対象者となったものにあつてはその異動日）から翌年（当該申請のあった日の属する月が1月から6月までの場合にあってはその年）の6月30日」とあるのは、「平成23年4月1日から平成23年6月30日」とする。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の社会福祉法人等による介護サービスに係る利用者負担軽減制度取扱要綱の規定に基づいて交付されている社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（以下「確認証」という。）は、この要綱による改正後の社会福祉法人等による介護サービスに係る利用者負担軽減制度取扱要綱（以下「改正後要綱」という。）の規定に基づいて交付されたものとみなす。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日改正）

- 1 この要綱は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年 8 月 1 日又は平成 26 年 4 月 1 日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第 3 条に該当する者については、第 5 条の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については 4 分の 1（高齢福祉年金受給者は 2 分の 1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とする。
- 3 第 7 条の規定にかかわらず、前項に規定する者に対しては、「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（第 5 号様式の 4）」を交付するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度取扱要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて交付されている社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書は、この要綱による改正後の社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度取扱要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて交付されている社会福祉法人等利用者負担軽減確認証であって、現に効力を有するものは、新要綱の規定にかかわらず、そのものの有効期限内に限り、なおその効力を有する。